

町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は
2月16日(月)～3月16日(月)

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

問・確定申告について 平塚税務署 ☎(22)1400 ・町県民税について 税務課 ☎内線 253・254

★★★★ 申告会場の案内 ★★★★★

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告、簡易な確定申告(申告書A)
場 所	平塚駅ビル6階ラスカホール	【①税理士会による無料相談会】 2月9日(月)～2月10日(火)……保健センター2階研修室 2月12日(木)……国府支所2階会議室 ※混雑状況により、相談及び受付の締切を早めることがあります。 【②上記以外の申告相談受付】 2月16日(月)～3月16日(月)……役場4階第1会議室 ※土日は除く
受付期間	2月2日(月)～3月19日(木) ※土日、祝日除く ただし、2月22日(日)・3月1日(日)は開場します。 なお、1月5日(月)～3月19日(木)の期間は、平塚税務署内に確定申告会場はありません。 所得税の申告・納付期限は3月16日(月)です。	
時 間	○相談受付 8:30～16:00(相談は9:00～) ○申告書提出 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00、13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～11:45、13:00～16:00
持 ち 物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算してきてください。) ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が医療費控除されます

6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた場合、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

▶必要な書類 医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」

なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。ただし、意見書の内容により交付できない場合がありますので、事前にお問合せください。

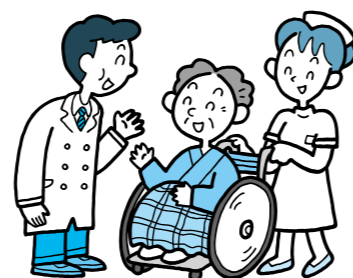
寝たきり高齢者等に障害者控除等

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障害者等に準ずると認められた方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の際に提出することで障害者控除等を受けることができます。

▶対象となる方 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認められた方(状態確認が必要となりますので、事前にお問合わせください)。

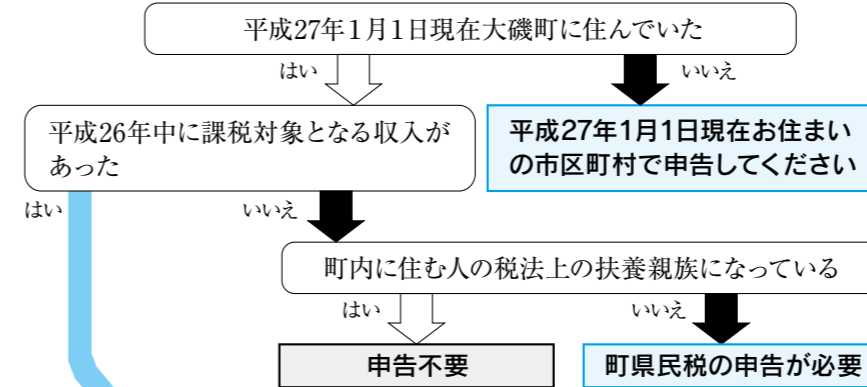
一部の介護サービスも医療費控除の対象となります

訪問看護、デイケアなど介護サービス費の中には医療費として認められるものがあります。領収書の明細にてご確認ください。

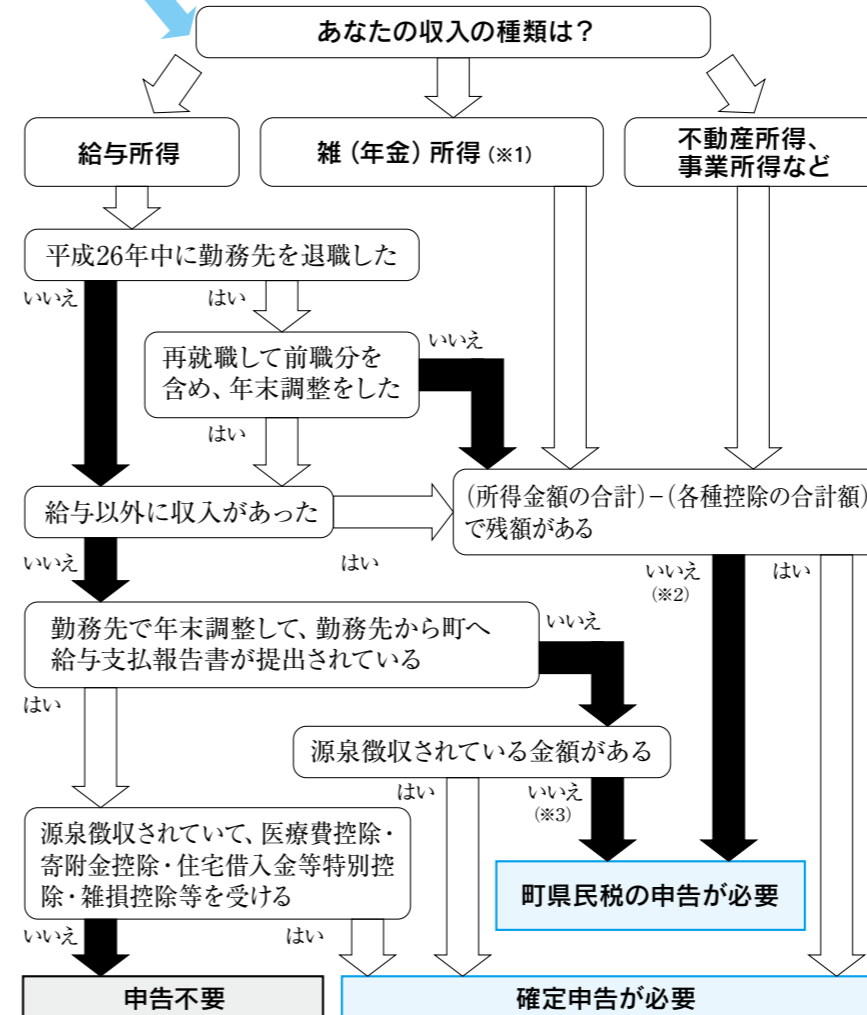


問 福祉課 ☎内線 302・316

次の方は申告が必要です！



あなたはどの申告が必要？



(※1) 公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合は確定申告書を提出する必要はありません。
(※2) 還付確定申告を受けられる場合あり (※3) 確定申告が必要になる場合あり
【注意1】 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
【注意2】 公的年金以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告は必要です。
【注意3】 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町県民税の申告が必要です。

《町県民税申告と確定申告》

●申告が必要な方
平成26年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産などの資産を売却した方は、確定申告が必要です。また、平成26年中に課税対象となる収入がない方でも、扶養親族の対象に入っていない方は、町県民税の申告が必要となります。

●年金受給者の方の申告
年金の源泉徴収税額には、社会保険料や生命

保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されていません。各種控除を受ける場合には確定申告もしくは町県民税申告が必要です。

《申告の受付・相談》

申告書の配布

●町県民税申告書

前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方には2月初旬に送付します。また、申告が必要で、申告書がない場合は、町の申告会場に用意しています。提出は、郵送でも受付します。(控えが必要な方は、切手貼付のう

え返信用の封筒を同封してください。)

●確定申告書

国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場で用意してあります。●確定申告書は、ご自宅のパソコンで簡単に作成できます

国税庁ホームページの画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。

▼国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
<http://www.nta.go.jp>